【電子入札に参加する案件による準備について】

●物品・役務(設計等を除く)

ＩＣカードの準備が必要	ＩＤ・パスワードによる簡易認証での準備が必要
・概ね300万円を超える物品の購入 ・概ね400万円を超える物品の製造請負 ・概ね200万円を超える物品の修繕 ・概ね100万円を超える不用物品の売払い	・概ね20万円以上300万円以下の物品の購入 ・概ね20万円以上400万円以下の製造請負 ・概ね100万円以下の不用物品の売払い
・概ね150万円を超え、かつ、借受期間が３ヵ月以上の車両レンタル ※　車両リースは含みません	・概ね100万円以上150万円以下、かつ、借受期間が３ヵ月以上の車両レンタル ※　車両リースは含みません

●設計等

ＩＣカードの準備が必要	ＩＤ・パスワードによる簡易認証での準備が必要
・概ね200万円を超える測量、地質調査、設計等の契約案件	

●工事・道路維持除雪

ＩＣカードの準備が必要	ＩＤ・パスワードによる簡易認証での準備が必要
・概ね400万円を超える工事の契約案件 ※　経常JV は、代表企業が単体工事の IC カードとは別に経常JV 用のIC カードを準備する必要がある	
・契約管理課が行う道路維持除雪(特定 JV)の契約案件 ※　代表企業のみ(単体工事で利用者登録してある IC カードを使用する)	

※　IC カードに関する詳細については、同ホームページ「電子入札システム利用のための準備」ページ内の「ICカー　ドの準備に関する詳細」を参照してください。
※　IC カードまたは ID・パスワードを使用して入札に参加するには、利用者登録を済ませておく必要があります。
　詳しくは、同ホームページ「電子入札システム利用のための準備」ページ内の「６．利用者登録」を参照してください。
※　IC カードまたはID・パスワードの準備に該当しない案件は、各担当部署が直接行う契約案件となります。各担当部署に直接お問い合わせください。
※　企業局(交通局・水道局・病院局)では、一部扱いが異なります。詳しくは、各企業局にお問い合わせください。